

大洲市下水道事業経営戦略

令和7年3月

大 洲 市

目 次

1. 事業概要	1
(1) 事業の現況	1
(2) 民間活力の活用等	3
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	3
2. 将来の事業環境	6
(1) 処理区域内人口の予測	6
(2) 有収水量の予測	7
(3) 使用料収入の見通し	7
(4) 施設の見通し	8
(5) 組織の見通し	9
3. 経営の基本方針	10
(1) 公共下水道	10
(2) 農業集落排水	10
4. 投資・財政計画（収支計画）	11
(1) 投資・財政計画（収支計画）	11
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	11
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	15
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	16
6. その他	16
7. 経営戦略ひな形様式（別紙）	17

大洲市下水道事業経営戦略

団体名	: 大洲市
事業名	: 公共下水道事業・農業集落排水事業
策定日	: 令和7年3月
計画期間	: 令和7年度～令和16年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	公共下水道事業 平成7年度 (供用開始後29年)	法 適(全部・一部) 非適の区分	令和2年4月(一部) 令和6年4月(全部)
	農業集落排水事業 平成元年度 (供用開始後35年)		令和6年4月(全部)
処理区域内 人口密度	34.5人/ha (令和5年度決算統計から)	流域下水道等への 接続の有無	無
公共下水道事業(8,650人、251ha) 農業集落排水事業(916人、24ha)			
処理区数	3処理区 (公共下水道事業2処理区、農業集落排水事業1処理区)		
処理場数	3処理場 (公共下水道事業2処理場、農業集落排水事業1処理場)		
広域化・共同化・最適 化実施状況*1	該当なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	■公共下水道 ・使用水量が増大するにつれ割増額が増大する累進使用料制			
	下水道使用料金表(1か月につき)		消費税抜	
	汚水の種類	料金区分	水量区分	使用料
	一般汚水	基本料金 超過料金 1㎡につき	8㎡まで	800円
8㎡を超え20㎡まで			135円	
20㎡を超え30㎡まで			145円	
30㎡を超え50㎡まで			155円	
50㎡を超え100㎡まで			165円	
100㎡を超え1000㎡まで			175円	
1000㎡を超えるもの	100円			
浴場汚水	1㎡につき		27円	

	<p>■農業集落排水事業</p> <p>・使用水量が増大するにつれ割増額が増大する累進使用料制</p> <p>農業集落排水施設使用料金表（1か月につき）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>汚水の種類</th> <th>料金区分</th> <th>水量区分</th> <th>消費税抜 使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般汚水</td> <td>基本料金</td> <td>10m³まで</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">超過料金 1m³につき</td> <td>10m³を超え20m³まで</td> <td>65円</td> </tr> <tr> <td>20m³を超え30m³まで</td> <td>70円</td> </tr> <tr> <td>30m³を超え50m³まで 50m³を超えるもの</td> <td>75円 80円</td> </tr> </tbody> </table>	汚水の種類	料金区分	水量区分	消費税抜 使用料	一般汚水	基本料金	10m ³ まで	900円	超過料金 1m ³ につき	10m ³ を超え20m ³ まで	65円	20m ³ を超え30m ³ まで	70円	30m ³ を超え50m ³ まで 50m ³ を超えるもの	75円 80円
汚水の種類	料金区分	水量区分	消費税抜 使用料													
一般汚水	基本料金	10m ³ まで	900円													
	超過料金 1m ³ につき	10m ³ を超え20m ³ まで	65円													
		20m ³ を超え30m ³ まで	70円													
		30m ³ を超え50m ³ まで 50m ³ を超えるもの	75円 80円													
業務用使用料体系の概要・考え方	<p>・基本的に一般家庭用使用料体系に準じ、業務用使用料体系としては特に設けていないが、浴場汚水についてのみ別区分としている。</p> <p>・また、一般汚水のうち「1,000 m³を超えるもの」については、企業想定枠として設けている。</p>															
その他の使用料体系の概要・考え方	<p>・井戸水その他の使用による汚水の排出量は、使用者の態様その他の事情を考慮して市長が認定する。</p> <p>【汚水排出量(普通家庭)】</p> <p>・3人までの世帯：8 m³/人 4人以上の世帯：4人目から4 m³/人</p> <p>・水道水と併用する場合は、上記の1/2（1 m³未満は端数切捨）</p> <p>【汚水排出量(事業用他)】</p> <p>・水量早見表その他による実測、量水器による実測</p> <p>・実測不能の場合はポンプ性能書等により認定</p>															
条例上の使用料*2 （20 m ³ あたり） ※過去3年度分を記載	<p>公共下水道</p> <table border="1"> <tr><td>令和3年度</td><td>2,662円（税込み）</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>2,662円（税込み）</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>2,662円（税込み）</td></tr> </table> <p>農業集落排水</p> <table border="1"> <tr><td>令和3年度</td><td>1,705円（税込み）</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>1,705円（税込み）</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>1,705円（税込み）</td></tr> </table>	令和3年度	2,662円（税込み）	令和4年度	2,662円（税込み）	令和5年度	2,662円（税込み）	令和3年度	1,705円（税込み）	令和4年度	1,705円（税込み）	令和5年度	1,705円（税込み）			
令和3年度	2,662円（税込み）															
令和4年度	2,662円（税込み）															
令和5年度	2,662円（税込み）															
令和3年度	1,705円（税込み）															
令和4年度	1,705円（税込み）															
令和5年度	1,705円（税込み）															
実質的な使用料*3 （20 m ³ あたり） ※過去3年度分を記載	<p>公共下水道</p> <table border="1"> <tr><td>令和3年度</td><td>2,919円（税込み）</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>2,912円（税込み）</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>2,921円（税込み）</td></tr> </table> <p>農業集落排水</p> <table border="1"> <tr><td>令和3年度</td><td>1,881円（税込み）</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>1,907円（税込み）</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>1,599円（税込み）</td></tr> </table>	令和3年度	2,919円（税込み）	令和4年度	2,912円（税込み）	令和5年度	2,921円（税込み）	令和3年度	1,881円（税込み）	令和4年度	1,907円（税込み）	令和5年度	1,599円（税込み）			
令和3年度	2,919円（税込み）															
令和4年度	2,912円（税込み）															
令和5年度	2,921円（税込み）															
令和3年度	1,881円（税込み）															
令和4年度	1,907円（税込み）															
令和5年度	1,599円（税込み）															

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20 m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③組織

職員数	<p>・6名【課長、課長補佐、管理係(2名)、工務係(2名)】</p> <p>・人件費は管理係2名(損益勘定) 工務係2名(資本勘定)を計上</p>
事業運営組織	<p>上下水道課（2係）：下水道管理係、下水道工務係</p>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化センター、マンホールポンプ、雨水ポンプ場、農業集落排水処理施設についての運転管理業務を複数年度契約で民間に委託している。 令和7年度からは浄化センター、マンホールポンプ、雨水ポンプ場において包括管理委託を実施予定としている。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
民間活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)は次のとおり。

- ・経営比較分析表(令和5年度決算)法適用 公共下水道事業
- ・経営比較分析表(令和5年度決算)法非適用 農業集落排水事業

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

①処理区域内の人口推計

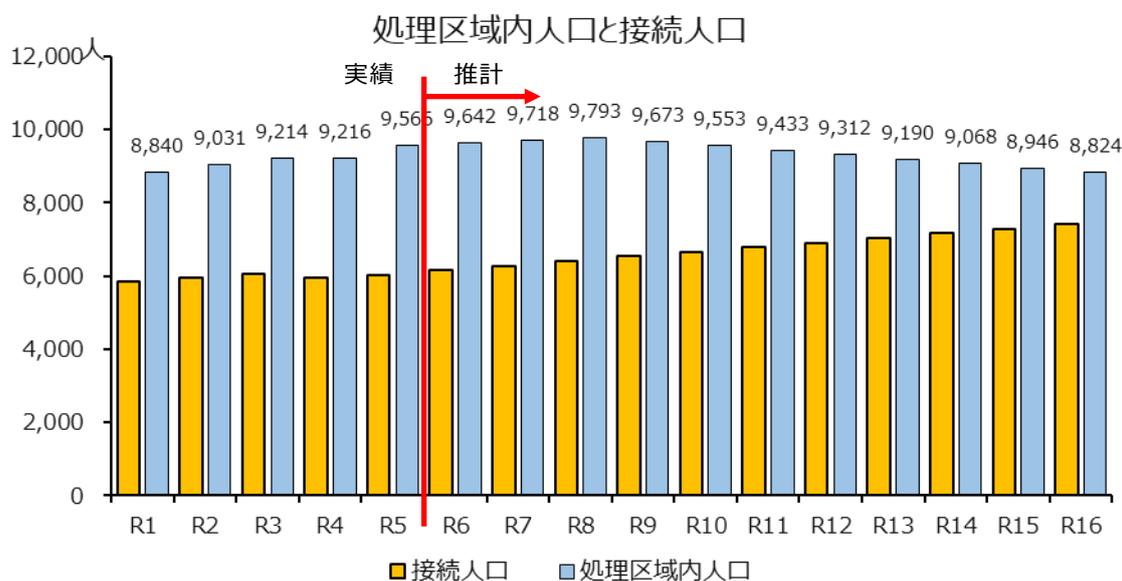
■公共下水道

- 経営戦略の人口予測に用いる、行政人口については、「大洲市人口ビジョン」及び「国立社会保障・人口問題研究所」より公表されている人口を参考に推計している。
- 処理区域内人口は、現在、早期概成に向けて整備を進めており、概成により処理区域内人口は増加するものの、人口減少を見込んで、令和8年度をピークに減少していくと予測している。（処理区域内人口は、汚水処理人口普及率の算定上、接続の有無に関係無く、面整備により接続が可能となった世帯の人口を示す。）
- 処理区域内人口は、令和5年度末時点では、8,650人であるが、令和8年度末で8,907人、令和22年度末で7,370人(下水道全体計画推計)を見込む。

■農業集落排水

- 集落排水の区域は、八多喜地区の中心部のみであり、処理区域の面積が小さいため人口予測が困難であるが、少子高齢化等の減少要因により減少すると見込まれる。

公共下水道と農業集落排水の合算



(2) 有収水量の予測

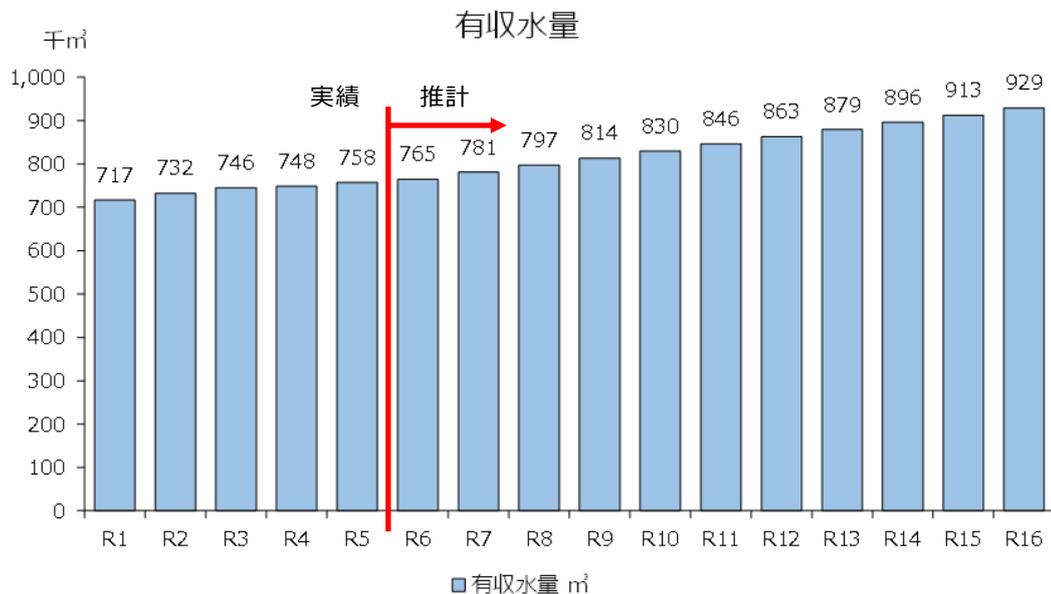
■ 公共下水道

- 処理区域内人口は、令和 8 年度をピークに減少すると見込まれるが、肱北処理区の概成後、約 10 年程度は、接続人口の増加に伴い、有収水量が増加すると見込まれる。（肱南処理区は、約 10 年で水洗化率 90%）
- 水洗化率のピークは、令和 20 年を予測しており、その後は人口減少の影響により有収水量の減少が始まると予測している。

■ 農業集落排水

- 農業集落排水事業は、既に概成しているものの、処理区域内人口の水洗化率は、約 85%前後で推移するが、少子・高齢化等の人口減少要因により有収水量の減少が見込まれる。

公共下水と農業集落排水の合算



(3) 使用料収入の見通し

■ 公共下水道

- 使用料収入は、面整備の概成により令和 18 年度頃まで接続人口の上昇による増加が見込まれ、その後減少していくと考えられる。
- 現行料金は、肱北処理区の事業開始時に早期接続者へ過度の負担がかからないよう、平成 22 年度から料金改定を実施せず、整備区域の拡大を優先に進めてきたため、整備後の水洗化率が低迷し、経費回収率は 50%台を推移しており、類似団体平均の経費回収率約 83%に届いていない状況であり、一般会計からの繰入金に依存している状況である。
- 総務省は、公営企業に対して最低限行うべき経営努力として、「下水道使用料水準・月額 3,000 円/20 m³」を前提として、使用料の適正化に取り組むよう通知されており、令和 7 年度から使用料

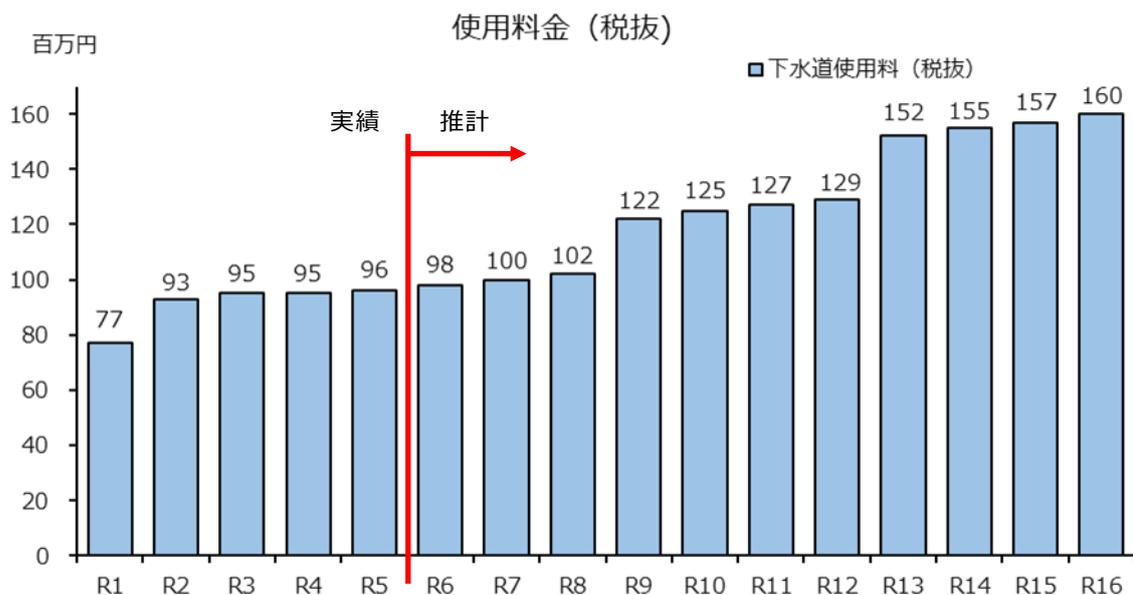
改定について、検討を始める予定である。

- なお、料金改定により、本計画に大きな差異が生じ、事業経営に支障が生じる場合は、経営戦略についても改定する。

■農業集落排水

- 使用料収入については、有収水量の各年度の推計値に、令和4年度における1㎡あたりの使用料見込額を乗じて算出しているが、今後においても有収水量の減少に伴い使用料収入は減少となる見込みである。
- また、使用料収入だけでは、汚水処理にかかる費用を回収できていない状況である。（経費回収率：令和4年度決算43%）
- 公共下水道と同様に令和7年度から、使用料改定について、検討を始める予定である。
- なお、料金改定により、本計画に大きな差異が生じ、事業経営に支障が生じる場合は、経営戦略の収支計画を改定する。

公共下水と農業集落排水の合算



（4）施設の見通し

■公共下水道

①肱南処理区

- ・汚水処理場 1箇所（肱南浄化センター）
- ・汚水管渠 21,244m
- ・マンホールポンプ場 4箇所

肱南浄化センターについては、平成 7 年度から供用開始しており、29 年が経過している。建物及び管渠については、耐用年数的に問題ないが、機械・電気設備については、耐用年数が到来しているものが多くあり、計画的な更新とともに耐震化が必要となっている。

② 肱北処理区

- ・ 汚水処理場 1 箇所（肱北浄化センター）
- ・ 汚水管渠が 37,482m
- ・ マンホールポンプ場 2 箇所

肱北浄化センターについては、平成 20 年度から供用開始し、16 年が経過している。機械・電気設備については、計画期間中に耐用年数が到来するものがあるため、計画的な更新・増設とともに耐震化が必要となっている。

③ 雨水ポンプ場

- ・ 久米川第 1 排水区 2 箇所（八尾雨水ポンプ場、中島雨水ポンプ場）
- ・ 肱川第 3 排水区 1 箇所（堀の内雨水ポンプ場）

八尾雨水ポンプ場と中島雨水ポンプ場は平成 11 年度から、堀の内雨水ポンプ場は平成 12 年度から供用を開始し、約 25 年が経過しており、機械・電気設備の計画的な更新が必要となっている。

- ・ 所管する施設について、管渠は標準耐用年数が 50 年となっており今のところ更新の必要はないが、その他の施設については、機械・電気設備等の更新が必要となっているため、ストックマネジメント計画に基づき、リスク評価に基づいた改築更新計画により、長期的な費用の平準化及び効率的な維持管理に努めていく必要がある。

■ 農業集落排水

① 農業集落排水施設

- ・ 汚水処理施設 1 箇所
- ・ 汚水管渠 8,242m
- ・ マンホールポンプ場 2 箇所

供用開始後 35 年が経過しており、汚水処理施設については、老朽化による機能低下が生じていたため、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて改修工事を実施したところである。

計画期間内においては、維持管理が主になるが、管路・マンホール・マンホール蓋について、健全度に応じた対策を実施し、施設の長寿命化に努める必要がある。

(5) 組織の見直し

- ・ 公共下水道の普及率向上のため、工務係において面整備の推進、施設の耐震化及び老朽化設備の更新等も計画していることから、現状の体制を維持する。
- ・ 管理係については、水洗化率向上のため、今後においても普及啓発に努める必要があり、未接続者の意向調査など業務量も多くなると考えられるが、増員は厳しいところがあるため、現状を維持する必要がある。

3. 経営の基本方針

肱川水系の水質保全及び安心安全で快適な住環境整備のため、面整備を進めるとともに、水洗化の促進や持続可能な下水道事業経営を行うため、次の事項について取り組むものとする。

■公共下水道

【有収水量の増】

- 本市の公共下水道事業は、公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図ることを目的に整備を進め、肱南処理区の面整備はほぼ完了し、水洗化率は約 9 割である。それに対して、肱北処理区の管渠整備は約 7 割程度であり、水洗化率は約 4 割程度と低い状況である。今後においても、肱北処理区の面整備を重点的に実施することで早期概成を図り、水洗化率を向上させることにより有収水量の増に努める。

【持続的な下水道サービスの提供】

- 当該事業の供用開始は、肱南処理区が平成 7 年度、肱北処理区が平成 20 年度である。管渠についてはすぐに老朽化するものではないが、処理場については肱南浄化センターにおいて、施設の経年劣化、機械・電気設備の機能低下が生じていたため、平成 23 年度から平成 28 年度まで長寿命化事業を実施した。今後においては、ストックマネジメント計画を基に、リスク評価に基づいた改築更新計画により事業費の更なる削減、長期的な費用の平準化及び効率的な維持管理に努める。
- 下水道計画区域内の浸水対策を進めることで、安心・安全なまちづくりを推進するとともに、浸水被害の抑制を図る。

【経営基盤の強化】

- 肱北処理区における面整備が約 7 割程度であることから、重点整備計画による交付金活用により、管渠整備について令和 8 年度での概成を目指す。
- 使用料収入だけでは、汚水処理にかかる費用を回収できず、一般会計からの繰入金に依存している状況であるため、下水道使用料の適正化を図る。
- 浄化センター、雨水ポンプ場及びマンホールポンプ場における運転管理業務、薬剤消耗品の調達、小規模修繕、保守点検業務等の維持管理について、民間の創意工夫、知識や経験を活用し、更に維持管理コストの削減を目的として、令和 7 年度に民間への包括業務委託の導入を検討する。
- 処理場維持管理費の削減や温室効果ガス排出削減のため、処理場の未利用空間を利用した太陽光発電設備導入について検討する。

【水洗化の促進】

- 普及促進については、これまで広報、地区説明会及び戸別訪問等により行ってきたが、さらなる普及促進を図るため、下水道事業の情報発信の強化、支援制度の見直しなどにより、下水道の理解を深め、接続への動機付けを促すほか、引き続き下水道未接続世帯への戸別訪問を実施し、丁寧な説明を行うことで下水道事業への理解を深めていただくとともに、未接続の理由を把握し、個別の相談に応じるなどにより、未接続者の解消に努める。

■農業集落排水

- 農業集落排水施設については、平成元年の供用開始から 35 年が経過し、浄化施設・機器機械等の老朽化が進行し、機能低下が生じていたことから、機能診断結果に基づく改修工事を実施したところである。
- また、八多喜地区においても少子高齢化等による人口減少が避けられない状況であることから、有

収水量の低下が懸念されている。

- 農業集落排水施設は、快適な環境を守るために必要不可欠なものであり、今後も継続的に安定したサービスを提供する必要があることから、下記基本方針のもと健全な経営に取り組む。

【施設の適正な維持管理】

- 管路施設については、必要に応じて点検・清掃を実施するとともに、中継ポンプについては定期的な巡回・点検を行い、常時排水機能が発揮できるよう維持管理に努める。
- 汚水処理施設については、定期的な日常点検や水質検査、汚泥の抜き取りを実施するとともに、消耗部品の取替を行い、常時汚水処理機能が発揮できるよう維持管理に努める。

【施設の長寿命化】

- 汚水処理施設の改修工事は完了したが、今後においては、管路・マンホール・マンホール蓋について、健全度に応じた対策を実施し、施設の長寿命化に努める。

【事業経営の安定化】

- 経営状況を正確に把握し、経営の健全化を図るため、令和 6 年度から地方公営企業法を適用。
- 使用料収入だけでは、汚水処理にかかる費用を回収できず、一般会計からの繰入金に依存している状況であるため、下水道使用料の適正化を図る。
- 施設保守点検業務の民間委託については、長期継続契約により維持管理コストの削減を図る。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおり

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

目標	<p>■ 公共下水道</p> <ul style="list-style-type: none">• 汚水管渠整備は、「公共下水道事業認可計画」に基づき、未普及地区の早期概成を目指し、国からの補助金等を活用しながら、計画的に整備を進める。• 処理場及び雨水ポンプ場の長寿命化は、「ストックマネジメント計画」に基づき、国からの補助金等を活用しながら、施設の更新を進める。• 下水道の急所施設（処理場・ポンプ場）の耐震化は、「大洲市上下水道耐震化計画」に基づき、国からの補助金等を活用しながら、計画的に整備を進める。
----	--

○汚水管渠関連

肱南処理区の面整備についてはほぼ完了しているため、今後は長寿命化を含む維持管理にかかる経費が主となる。

肱北処理区は、面整備率が約 7 割程度であることから、有収水量を増やし経営を早期に安定化させるために、早期概成となるよう、重点的に投資を進める。

○処理場・雨水ポンプ場関連

ストックマネジメント計画に基づき、施設の修繕・改築等について優先順位を考慮しながら費用の平準化を図り、計画的に取り組んでいきます。

また、肱川区（肱川第 3 排水区）の浸水対策を推進するため、堀の内雨水ポンプ場の耐震化及

び改造工事を実施する。

○雨水管渠関連

肱川区の污水管渠整備とともに、既存下排水路の改良を行い、肱川区及び都谷川流域の浸水対策を進める。

○計画期間内の主な事業費

- ・污水管渠 1,309 百万円
- ・処理場・雨水ポンプ場 2,825 百万円
- ・雨水管渠 96 百万円

令和16年度までの整備計画

事業名		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
管 渠	污水	[Blue bar from R6 to R14]											
	雨水	[Blue bar from R6 to R9]											
処 理 場	更新	[Blue bar from R6 to R11]							[Blue bar from R14 to R16]				
	耐震	[Blue bar from R6 to R8]											
雨水ポンプ場	更新		[Blue bar from R7 to R16]										
	耐震	[Blue bar from R6 to R9]											

目標	<p>■ 農業集落排水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水施設については、平成元年度の供用開始から35年が経過していることから、機能診断結果に基づき施設改修工事を実施したところである。 ・今後においては、維持管理の経費が主となる見込みであるが、機能診断結果に基づく管渠施設の改修工事を実施し、施設の機能維持を図る。
----	--

○管渠、処理場等の建設・更新関連

農業集落排水施設最適整備構想の機能診断結果に基づき、計画的に更新を実施する。

○投資の平準化関連

農業集落排水施設最適整備構想に基づき、施設の修繕・改築等について優先順位を考慮しながら費用の平準化を図り、計画的に取り組んでいきます。

○計画期間内の主な事業費

- ・污水管渠 18 百万円
- ・処理場・雨水ポンプ場 32 百万円

令和16年度までの整備計画

事業名		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
管 渠	更新					[Blue bar from R10 to R11]			[Blue bar from R13 to R14]			
処 理 場	更新			[Blue bar from R8 to R9]		[Blue bar from R10 to R11]			[Blue bar from R13 to R14]			

②収支計画のうち財源についての説明

目標	<p>■公共下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な収入は、使用料収入と一般会計からの繰入金である。 ・ 汚水処理費をどの程度使用料で賄えるかを示す経費回収率が類似団体と比較しても低いことから、経費回収率 100%を目標に、状況を見ながら下水道使用料の適正な水準に見直す。 ・ なお、使用料の改定率、改定時期に関しては使用者の急激な負担増とならないよう慎重に審議する必要がある。
----	---

<p>【使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道経営の要である使用料の見通しについては、現在においても維持管理経費を十分にまかなえていないことから、総務省が公営企業に対して最低限行うべき経営努力とされている、「下水道使用料水準・月額 3,000 円/20 m³(税抜)」を早期に目指す必要がある。 ・ 令和 7 年度から、適正な使用料体系案を作成し、公共下水道審議会で改定率等について慎重に検討し、審議会の答申を受けた後、議会へ上程する予定である。 ・ なお、当収支計画では、令和 9 年度において 20 m³当たり月額 3,000 円(税抜)となる使用料収入で計画を作成している。 <p>【国庫補助金に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業の補助率（50～55%）に応じた国庫補助金を見込んでいます。活用可能な国庫補助金等は、最大限活用する予定である。 <p>【企業債に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方債償還金については、令和 5 年度にピークとなり、その後は徐々に減少する見込みである。 ・ 元利償還金については一般会計からの繰入金を充当する。 <p>【繰入金に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国が示す繰入基準に基づき算出している。 ・ 使用料収入などで賄いきれないものについては、一般会計からの補助金（基準外繰入金）として繰り入れる見込みとしている。 	
--	--

目標	<p>■農業集落排水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な収入は、使用料収入と一般会計からの繰入金である。 ・ 汚水処理費をどの程度使用料で賄えるかを示す経費回収率が類似団体と比較しても低いことから、経費回収率 100%を目標に、状況を見ながら下水道使用料の適正な水準に見直す。 ・ なお、使用料の改定率、改定時期に関しては使用者の急激な負担増とならないよう慎重に審議する必要がある。
----	--

【使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項】

- ・ 使用料の改定については、公共下水道事業の改定予定時期に合わせ、その後 3～5 年の間隔を目安に、改定について検討する必要がある。
- ・ なお、当収支計画では、令和 9 年度において 20 m³当たり月額 3,000 円(税抜)となるような使用料収入で計画を作成している。

【国庫補助金に関する事項】

- ・ 該当なし

【企業債に関する事項】

- ・ 設備の更新については、起債の借入れを計画している。
- ・ 元利償還金については一般会計からの繰入金を充当する。

【繰入金に関する事項】

- ・ 国が示す繰入基準に基づき算出している。
- ・ 使用料収入などで賄いきれないものについては、一般会計からの補助金（基準外繰入金）として繰り入れる見込みとしている。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

民間の活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)	肱南・肱北浄化センター、八尾・中島雨水ポンプ場及びマンホールポンプ場における運転管理業務、薬剤消耗品の調達、小規模修繕、保守点検業務等の維持管理について、民間の創意工夫、知識や経験を活用し、更に維持管理コストの削減を目的として、令和 7 年度に包括業務委託の導入を検討する。
職員給与費に関する事項	現在の組織・職階が維持されるものとして、同水準としている。
動力費に関する事項	肱南・肱北浄化センター、八尾・中島雨水ポンプ場、マンホールポンプの電気料金については、過去 5 年間の平均で年 4 %程度上昇していることから、今後においても物価上昇を見込んでいる。流入水量に応じた適正な運転管理を行い節電に努める。
薬品費に関する事項	肱南・肱北浄化センターの汚水処理工程にかかる凝集剤、消毒剤等、流入水量に応じた適正な運転管理を行い過度な薬品添加が無いよう努める。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画に基づく改築計画により、効率的な下水道施設の改築を実施することで、修繕費の抑制に努める。
委託費に関する事項	労務単価について年 1%程度の上昇を見込んでいる。
その他の取組	令和 5 年度決算及び令和 6 年度予算を基に算定している。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	現時点では、該当する取り組みはないが、先進事例等を踏まえ、本市での導入に効果があるか検討する。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画の改定を行い、処理場やポンプ場の機械・電気設備の更新、管路施設の改築・修繕費用の平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFI など)	現時点では、該当する取り組みはないが、先進事例等を踏まえ、本市での導入に効果があるか検討する。
その他の取組	太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用による動力料の節減を検討する。

②今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	直近の使用料改定は、公共下水道事業は、平成 21 年度、農業集落排水事業は、平成 16 年度以降改定をしておらず、経費回収率が 100%を下回る状態が続いている。今計画期間内に適正な料金設定を検討する。
資産活用による収入増加の取組について	処理場の未利用空間を利用した太陽光発電設備導入について検討する。その他、先進事例等を踏まえ、本市での導入に効果があるか検討する。
その他の取組	現時点では、該当する取り組みはないが、先進事例等を踏まえ、本市での導入に効果があるか検討する。

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度 PPP/PFI など)	今後の経営状況を見据えながら、ウォーターPPP や包括的民間委託の業務を検討する。
職員給与費に関する事項	現在においても必要最小限な人員配置であることから、人員削減は困難な状況である。事務職 2 名、技術職 2 名の人件費を維持する。
動力費に関する事項	ストックマネジメント計画に基づく更新工事において、省電力型の機器への更新や、汚水負荷の少ない時間帯に施設の運転停止や出力の低下など、効率的な運転方法を検討し動力費の削減に努める。
薬品費に関する事項	処理水量にあった効率的な運転方法を検討し経費削減に努める。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画により効率的に実施し、修繕費を抑制する。
委託費に関する事項	委託業務の適正な発注に努め、過大な委託費とならないようにする。 処理場及び雨水ポンプ場の施設管理等について、包括的民間委託の導入を検討し、経費等の節減に努める。
その他の取組	現時点では、該当する取り組みはないが、先進事例等を踏まえ、本市での導入に効果があるか検討する。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項</p>	<p>P D C Aサイクルの考えに基づき、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理を実施し、計画と実績の乖離を検証する。取組の実施状況とともに、経営指標の推移に基づく評価結果や改善状況をホームページ等で公表し、市民に向けて情報発信する。</p> <p>経営戦略については、5年ごとに全体評価と検証を行い、現状分析や社会状況の変化を考慮して更新するとともに、下水道整備審議会で使用料改定の必要性を審議し、経費回収率向上に向けたロードマップを策定する。</p> <p>その他、使用料改定や関連施策の変更等により計画に大幅な修正が必要となった場合は、経営戦略を随時見直し、柔軟かつ迅速に対応するものとする。</p>
---------------------------------	--

6. その他

①経費回収率向上に向けたロードマップ

本市の下水道事業会計は、公共下水道事業（以下「公下」という。）に令和6年度から農業集落排水事業（以下「農排」という。）が統合し、2つのセグメントで構成されている。

統合前の令和4年度決算時点での経費回収率は、公下が約52.6%、農排が約43.1%であり、両事業の経営改善を重点的に行う必要がある。

公下は、2処理区の内、肱北処理区は、早期概成に向けて面整備工事を進めており、水洗化率の向上による下水道使用料収入の確保を図るとともに、汚水処理場の運転管理業務や修繕を包括的に民間委託することにより維持管理コストの削減を図る。

農排は、経営戦略の定期的な見直し及び適正使用料単価の検証による事業運営の適正化に努める。

また、人口減少や節水器具の傾向により有収水量が減少しており、使用料収入が減少傾向にあることから、使用料収入で汚水処理費が賄えるよう、概ね5年毎に使用料改定を検討する審議会を開催し、改定の必要性を検証する。

具体的には、令和7年度から8年度にかけて料金改定の必要性を検証し、令和9年度において20㎡当たり月額3,000円（税抜）となるような料金水準に改定を予定し、使用料収入の増加を見込む。以降においても経費回収率の目標値を定め、状況を見ながら料金改定の検討を行うこととする。

経費回収率の向上に向けたロードマップ

項目	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経営戦略期間	→										
経営戦略見直し	○					○					○
使用料改定の必要性検討		→				→					
使用料改定				○				○			
農排統合	→										
経費回収率（%）	41				54						73

7. 経営戦略ひな形様式（別紙）

「経営戦略策定・改定マニュアル(令和4年1月改定 総務省)」に示された「経営戦略ひな形様式(別紙)」
を次のとおり添付する。

別紙 様式第2号（法適用企業・収益的収支）投資・財政計画（収支計画）

別紙 様式第2号（法適用企業・資本的収支）投資・財政計画（収支計画）

別紙 原価計算表

投資・財政計画 (収支計画)

区分	年度	R6 農業総合										R5				本年度				2034 R16
		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15				
1. 営業収益	(A)	120,604	153,309	151,202	132,292	153,759	154,596	159,633	162,031	186,147	192,732	199,430	206,046							
(1) 料金収入 (使用料)		89,823	97,781	100,011	102,238	122,063	121,877	126,966	129,433	151,703	154,555	157,406	160,258							
(2) 雨水処理負担金 (公費負担)		30,399	55,511	51,174	30,037	31,679	32,702	32,650	32,581	34,427	38,160	42,007	45,771							
(3) 受託工事収益	(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
(4) その他		382	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17							
2. 営業外収益		461,944	576,968	520,423	545,240	550,475	553,588	526,112	518,535	510,870	533,350	507,766	498,856							
(1) 補助金		278,713	387,197	332,898	354,825	357,963	358,463	339,274	335,530	327,900	350,262	326,173	316,017							
他会計補助金		256,891	328,069	310,398	346,664	341,993	349,618	339,274	335,530	319,323	333,477	316,876	316,017							
その他補助金		21,822	59,128	22,500	8,161	15,970	8,845	0	0	8,577	16,785	9,297	0							
(2) 長期前受金戻入		183,158	189,512	187,266	190,157	192,253	194,866	186,579	182,747	182,711	182,829	181,334	182,580							
(3) その他		73	259	259	259	259	259	259	259	259	259	259	259							
収入	(C)	582,548	730,277	671,625	677,532	704,233	708,184	685,745	680,566	697,017	726,082	707,196	704,902							
1. 営業費用		522,098	677,568	619,496	612,925	631,099	628,065	601,729	595,640	611,576	640,233	621,262	616,948							
(1) 職員給与		8,488	19,462	19,650	19,846	20,048	19,646	19,840	19,939	20,238	19,832	20,036	20,234							
基本給		4,361	9,318	9,410	9,504	9,600	9,408	9,502	9,549	9,692	9,498	9,594	9,690							
退職給付費		0	1,472	1,486	1,502	1,516	1,486	1,502	1,509	1,532	1,500	1,516	1,530							
その他		4,127	8,672	8,754	8,840	8,932	8,752	8,836	8,881	9,014	8,834	8,926	9,014							
費用		153,237	277,764	203,599	187,900	199,052	192,717	170,472	178,545	191,052	215,703	195,987	185,796							
(2) 経費		17,102	21,459	21,969	22,188	22,410	22,634	22,861	23,089	23,320	23,553	23,789	24,027							
動力費		13,774	23,380	6,166	6,227	6,290	6,352	6,416	6,480	6,545	6,610	6,677	6,743							
修繕費		1,048	91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
材料費		121,313	232,834	175,465	159,485	170,352	163,730	141,195	148,976	161,187	185,540	165,521	155,026							
その他		350,775	375,845	376,446	385,182	391,804	395,306	390,818	376,352	379,275	383,479	383,810	389,276							
(3) 減価償却費		60,393	52,143	52,139	64,617	73,144	80,129	84,026	84,936	85,451	85,859	85,944	87,964							
2. 営業外費用		54,240	50,623	50,619	63,097	71,624	78,609	82,506	83,416	83,931	84,339	84,424	86,444							
(1) 支払利息		6,153	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520							
(2) その他		582,491	729,711	671,635	677,542	704,243	708,194	685,755	680,576	697,027	726,092	707,206	704,912							
支出	(D)	57	566	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10							
経常損益 (C)-(D)	(E)	522,098	602,513	468,026	484,632	505,181	509,514	489,274	487,477	505,967	511,032	501,910	519,106							
特別利益	(F)	0	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130							
特別損失	(G)	57	696	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120							
特別損益 (F)-(G)	(H)	△ 57	△ 566	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10							
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)	(I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
繰越利益剰余金又は累積欠損金	(J)	324,370	334,138	428,101	529,020	648,507	752,531	849,989	950,107	1,052,676	1,232,520	1,345,939	1,456,849							
流動資産	(K)	43,533	56,831	56,810	59,650	69,780	69,740	72,920	74,500	87,490	89,310	91,120	92,940							
流動負債	(L)	662,420	544,416	534,533	455,748	465,381	457,700	427,960	426,167	426,903	432,408	400,715	371,733							
うち建設改良費分		516,405	480,047	470,137	407,500	414,627	408,424	383,466	379,884	377,771	377,994	350,525	323,691							
うち一時借入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
うち未払金		51,826	61,181	61,180	45,000	47,470	46,060	41,250	43,030	45,820	51,170	46,910	44,730							
累積欠損金比率 (I) ÷ {(A)-(B)} × 100	(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
地方財政法施行令第15条第1項に算定した資金の不足額 (L)	(N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
営業収益 - 受託工事収益 (A)-(B)	(O)	120,604	153,309	151,202	132,292	153,759	154,596	159,633	162,031	186,147	192,732	199,430	206,046							
地方財政法による資金不足の比率 (L) ÷ (M) × 100	(P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)	(Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
健全化法施行令第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)	(R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)	(S)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
健全化法第22条により算定した資金不足比率 (N) ÷ (P) × 100	(T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							

(単位: 千円, %)

下水道事業（公共下水道と農業集落排水の合併）

R5 農集統合

(単位：千円)

区分	年度	R6 農集統合															
		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16				
資本	1. 企業	427,100	501,600	747,800	654,500	555,200	427,000	278,500	266,100	310,400	289,000	382,900	315,700				
	うち資本費平準化債	256,300	302,100	254,600	231,900	164,300	167,700	168,000	152,300	138,200	138,200	139,000	109,500				
資本	2. 他会計	115,288	86,477	92,353	98,596	102,050	103,145	104,167	100,693	105,831	104,564	110,248	108,337				
	うち会計補助金	45,825	37,197	41,798	43,390	43,224	44,027	42,993	43,619	42,309	40,361	38,945	37,517				
資本	3. 他会計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	うち会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
資本	4. 他会計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	うち会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
資本	5. 国（都道府県）補助金	118,443	72,834	184,092	348,440	385,815	207,875	78,620	78,000	115,000	115,000	259,300	226,580				
	うち国定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
資本	6. 工事	32,667	1,166	13,540	12,350	7,950	7,875	7,325	7,325	7,325	7,325	0	0				
	うち工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
資本	7. その他	739,323	699,274	1,079,583	1,157,276	1,094,239	789,922	511,605	495,737	580,865	556,250	791,393	688,134				
	うち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	29,850	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
資本	8. 純計(A)-(B)	709,473	699,274	1,079,583	1,157,276	1,094,239	789,922	511,605	495,737	580,865	556,250	791,393	688,134				
	うち建設改良費	369,510	322,705	740,331	801,206	802,556	491,245	212,823	215,423	311,162	208,719	518,248	447,978				
資本	9. 職員給与	12,885	12,672	12,800	12,926	13,056	12,795	12,923	12,923	13,182	12,919	13,048	13,178				
	うち職員賃金	548,988	521,703	480,047	470,137	407,500	414,627	408,424	383,466	379,884	377,771	377,994	350,525				
資本	10. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	うち他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
資本	11. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	うち他会計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
資本	12. 資本の収入額が資本の支出額に不足する額(D)-(C)-(E)	918,498	844,408	1,220,378	1,271,343	1,210,056	905,872	621,247	598,889	691,046	586,490	896,242	798,503				
	うち損益勘定留保資金	209,025	145,134	140,795	114,067	115,817	115,950	109,642	103,152	110,181	30,240	104,849	110,369				
資本	13. 利益剰余金処分額	121,358	125,906	95,258	77,974	82,583	94,907	102,016	95,290	96,861	26,055	84,848	93,652				
	うち繰越工事資金	74,100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
資本	14. その他	13,567	19,228	45,537	36,093	33,234	21,043	7,626	7,862	13,320	4,185	20,001	16,717				
	うち計	209,025	145,134	140,795	114,067	115,817	115,950	109,642	103,152	110,181	30,240	104,849	110,369				
資本	15. 補填財源不足額(E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	うち計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
資本	16. 企業	5,218,982	5,282,612	5,581,065	5,765,430	5,913,130	5,907,002	5,777,078	5,659,712	5,590,228	5,587,588	5,455,405	5,420,580				
	うち計繰入金	448,403	507,254	495,723	518,946	518,946	529,492	519,084	512,423	501,890	516,562	508,076	507,642				

○他会計繰入金

(単位：千円)

区分	年度	R6 農集統合															
		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16				
収益	1. 収益的収入	287,290	383,580	361,572	376,701	373,672	382,320	371,924	368,111	353,750	371,637	358,883	361,788				
	うち基準内繰入金	236,991	299,263	300,731	295,425	309,032	315,904	321,186	311,205	316,525	324,752	330,347	339,651				
資本	2. 資本的収入	50,299	84,317	60,841	81,275	64,640	66,416	50,738	56,905	37,225	46,885	28,536	22,137				
	うち基準外繰入金	161,113	123,674	134,151	141,986	145,274	147,172	147,160	144,312	148,140	144,925	149,193	145,854				
資本	3. 資本的支出	32,940	25,541	24,565	25,985	25,645	26,801	25,595	26,045	24,560	20,995	21,375	17,543				
	うち基準内繰入金	128,173	98,133	109,586	116,001	119,629	120,371	121,565	118,267	123,580	122,338	127,818	126,461				
資本	4. 合計	448,403	507,254	495,723	518,946	518,946	529,492	519,084	512,423	501,890	516,562	508,076	507,642				

原価計算表

下水道事業（公共下水道と農業集落排水の合算）

供用開始年月日(公共下水道) 平成 7 年 7 月 3 日

供用開始年月日(農業集落排水) 平成 元 年 9 月 1 日

処理区域内人口(農業集落排水を含む R6/4/1) 9,566人

計算期間 自：令和 7 年 4 月

至：令和 17 年 3 月

(10年間)

収入の部

項 目	金額 (千円)			
	最近 1 箇年間の実績 (R6年度決算見込)	投資・財政計画 計上額 (A) 計算期間(年平均)	公費負担分 (B) 計算期間(年平均)	料金対象収支 (A) - (B) 計算期間(年平均)
使 用 料 (X)	153,292	169,770	37,119	132,651
受 託 工 事 収 益	0	0	0	0
そ の 他	576,985	526,539	0	526,539
合 計	730,277	696,308	37,119	659,190

支出の部

項 目	金額 (千円)			
	最近 1 箇年間の実績 (R6年度決算見込)	投資・財政計画 計上額 (A) 計算期間(年平均)	公費負担分 (B) 計算期間(年平均)	料金対象収支 (A) - (B) 計算期間(年平均)
管 渠 ・ 処 理 場 費				
動 力 費	21,459	22,984	0	22,984
修 繕 費	23,380	6,451	0	6,451
材 料 費	91	0	0	0
そ の 他	232,834	162,648	0	162,648
小 計	277,764	192,082	0	192,082
一 般 管 理 費				
人 給 料 (基 本 給)	9,318	9,545	0	9,545
件 手 当 (退 職 給 付 費)	1,472	1,508	0	1,508
費 諸 手 当、福 利 費、そ の 他	8,672	8,878	0	8,878
流域下水道管理運営費負担金	0	0	0	0
小 計	19,462	19,931	0	19,931
資 本 費				
支 払 利 息	50,623	76,901	76,901	0
減 価 償 却 費	375,845	385,175	385,175	0
企 業 債 取 扱 諸 費 そ の 他	1,520	1,520	1,520	0
小 計	427,988	463,596	463,596	0
合 計 (Y)	725,214	675,609	463,596	212,013
	料金算定期間(開始)R7 償却資産(期首残高)	料金算定期間(終了)R16 償却資産(期末残高)	料金算定期間 償却資産(平均残高)	資産維持費率※ (標準値)
	10,633,236	7,118,919	8,876,078	3%
資 産 維 持 費 (Z)	※資産維持費 = 料金算定期間の平均償却資産残高 × 資産維持費率			266,282
料 金 対 象 経 費 (Y) + (Z)	(営 業 及 び 営 業 外 費 用) + (資 産 維 持 費)			478,295

料金収入 / (料金対象経費 + 資産維持費) : (X) / ((Y) + (Z)) * 100 =

0.28

<料金水準についての説明>

本市の下水道使用料は、一般家庭用と業務用の2区別で、それぞれ汚水量に応じた段階別逓増型料金体系としています。下水道経営の要である使用料の見直しについては、現在においても維持管理経費を十分にまかなえていないことから、総務省が公営企業に対して最低限行うべき経営努力とされている、「下水道使用料水準・月額3,000円/20㎡(税抜)」を早期に目指す必要があります。料金改定の取り組みとしては、令和9年度において20㎡当たり月額3,000円(税抜)となる使用料収入を確保できる適正な使用料体系案を作成し、公共下水道審議会で改定率等について慎重に検討し、審議会の答申を受けた後、議会へ上程する予定です。

1 投資・財政計画計上額 (A) 欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。

2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。

3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。